

共同体による貧者の扶養？

——中世アイスランドの二種類の「乞食」——

阪 西 紀 子

一 はじめに

北大西洋に浮かぶアイスランドは、九世紀後半に初めてノルウェーから移住が行なわれるまではほとんど無人の島だった。移住はその後も続き、一二世紀に書かれた『アイスランド人の書』によれば、六〇年後の九三〇年

頃に植民が完了した。そしてこの頃、全島集会という全島規模での集会の制度が作られた。毎年六月に開かれたこの集会は立法と司法の機能を果たしたが、王権をいだかないこの国において、その基礎となっていたのがゴジ(godi)と呼ばれる首領とそれに従うシングマン(pingmaor)との関係である。ゴジは全島集会の立法機関を構成し、また自分の配下のシングマンを保護し、

訴訟に際しては援助した。それに対してシングマンは、集会その他の必要とされる場合には、ゴジに付き従って援助する義務を負ったのである。このアイスランドにおいて一二世紀から一四世紀にかけて、多くは一三世紀に書きとめられた散文の物語にサガがある。

サガはその扱う題材によって分類されるのが通例だが、「同時代のサガ」というジャンルに属するものの一つに『スヴェインピョルンの息子フラヴンのサガ』がある。首領であるエイリのフラヴンの生涯を描き、一二三〇年頃に成立したとされている。フラヴンは、ライヴァルであるソルヴァルドとの争いに巻き込まれ、一二一三年に殺された。このサガの一三章では、ソルヴァルドのフラヴンに対するいやがらせの一環として、後者のシングマ

ンのもとに貧者⁽¹⁾を送り届けるといことが行なわれてい
る。

「ソルヴァルドは貧者をバールズのもとに置いて立ち
去り、バールズはフラヴンに会いに行き、自分のもとか
ら貧者を連れ去ってくれるよう頼んだ。フラヴンは手の
者を集めて、総勢八〇人で北のイーサフィヨルドに行き、
ヨ―セブという男のところ⁽²⁾にその貧者を送り届けた。
……その後フラヴンは家に帰ったが、ソルヴァルドはそ
の後二度とその貧者をフラヴンのシングマンのもとに送
り届けはしなかった」。

首領のフラヴンは配下の者の訴えに答えて、ソルヴァ
ルドに味方していると思われるヨ―セブのもとへと貧者
を送り届ける。その際には八〇人という、当時のアイス
ランドとしては少なくない人数を率いて出向いている。

これは、当然予想されるソルヴァルドの側の妨害を未然
に防ぐもしくは対抗するためである。それにしても、こ
の「貧者を送り届ける」という行為がいやがらせとして
成り立つためには、送り届けられた側がその貧者を養わ
ざるをえない、つまり追い出したり殺したりしては不都
合なことになる、という状況がなくてはならないはずで

ある。

一三世紀に書き記されたアイスランドの法書『グラー
ガース』⁽³⁾によれば、貧者を扶養する義務は第一にその親
族にあり、親族がいなかったり、いても貧しくて引き受
けられない場合にはフレップルという共同体（後述）が、
さらには四分区が、さらには国全体が負うべきものであ
った。ただし、法を史料として用いようとする場合、そ
の法が現実を反映しているものなのか、またはその法の
制定者にとって好ましい姿を描き出しているのにすぎな
いのかという問題がつきまとう。かりに現実を反映して
いるとしても、どの時代の現実かという問題もある。こ
れはアイスランドのサガを史料として用いようとする場
合にも共通の問題で、書きとめられる以前、時には何世
紀にもわたって口伝えで伝承されており、その間または
書きとめられる段階で何らかの変化を被ったことは確実
なのだが、何がそのまま伝えられ何が変化したのか、現
存の写本からはわからない場合がほとんどだからである。
本論は、『グラーガース』、『司教のサガ』を初めとす
るサガ、「奇蹟録」などを史料とし、一一―一三世紀の
アイスランドにおける貧者の扶養について考察するもの

である。おそらくはキリスト教以前から存在し、法によって詳細に定められていた貧者の扶養のための制度が、どのように機能しえたかを明らかにすることで、史料としてのサガの利用を進め、当該社会を理解する一助としたい。⁽⁴⁾

二 法に見る二種類の「乞食」

アイスランドやノルウェーの法においては、先に仮に「貧者」と訳した *unga* は、自分自身を扶養することのできない、または完全な自己決定権を持たない人々についで用いられる。そしてここには「乞食」と呼びうる一部の貧者も含まれる。乞食は農場から農場へと食事と宿の提供を受けながら移動することで生活する。当時のアイスランドに都市は存在せず、寒冷な気候ゆえに野宿はほとんど不可能であるから、定まった住まいを持たずに物乞いによって生活しようとするれば、このような形態にならざるをえなかったであろう。史料に現れる用語として、このような乞食については *gongumadr* (字義は「歩く男」: 女性は *gongukona*)、*husgongumadr* (字義は「家から家へ歩く男」: 女性は *husgongukona*)、*staf-*

kari (字義は「杖をついた男」: 女性は *stakering*) があり、乞食をすることは *husgangi*、*verðgangi*、その場合に用いられる動詞としては *ganga* (「歩く、行く」)、*fara* (「行く、旅する」) がある。

どのような者が「乞食」と見なされたかについては、次のような規定がある。「もしある者が、四分区内で半月もしくはそれ以上の間放浪するなら、罰金を課せられるべきである。そしてもしその者が、自分の農場もしくは住居を僉約する以外の目的なしに、四分区を変えても合計一カ月以上の間放浪するなら、同様に罰せられるべきである。もしある者が、半月もしくはそれ以上の間旅して施しを受けるか、あるいは可能な所で宿を得るならば、その者は乞食である」⁽⁵⁾。

乞食をすることは、健康で働ける者については禁止されていた。「もしある者が健康で、自分にできる仕事をするつもりがあるなら一年間の住居を得ることができるとして強健であるのに乞食となるなら、重追放の罰を課せられるべきである」⁽⁶⁾。重追放は当時のアイスランドで最も重い罰で、法によるすべての保護を奪われること、すなわち望む者は誰でも罪に問われることなくその者を殺

すことができるということの意味した。

アイスランドでは寒冷な気候ゆえに穀物生産はほとんど行なわれず、牧畜主体の農業が経済の中心をなしている。土地の生産性が低いために著しい散居制で、それぞれの農場——時には数十人から百人の人が住む——があらゆる程度自立した経済単位であった。そして、独立して一つの農場を構えることのできる自由人の成年男子——それがすなわち「農民」である——のみが集会に参加する権利を持った。「農民」以外の者は、その家族として、またはより遠い親族として居候という形で共に住むにしろ、あるいは使用人として住み込むにしろ、いずれかの農場に属することが求められた。このような社会において、働く能力があるにもかかわらず、どここの農場にも定住せずに放浪して歩く存在は大きな脅威であったであろう。法は、嚴罰をもってこのような行為の防止に努める一方で、共同体による umagi の扶養について細々と定めている。後者についても gongumadr という名称が用いられ、その意味で gongumadr には二つの種類、つまり非合法なものと合法的なものがあったようである。

三 非合法的な乞食

非合法的な乞食に食物および宿を与えることは軽追放の罰に値したが、靴および服を与えることは認められていた。⁽⁷⁾ ある者が非合法的な扶養ゆえに告訴された場合、その者は乞食を捕らえて鞭打つことで、弁明とすることができた。⁽⁸⁾ 乞食について、特に全島集会場で食物を与えることをわざわざ規定を設けて禁じていることは興味深い。都市の存在しないアイスランドにおいて、年に一度多くの人間が小屋掛けをして泊まりがけで集まる全島集会は、効率良く物乞いをするまたとないチャンスだっただけである。「何びとも、ここ集会場で乞食に食物を与えてはならない。人はそのために自分の小屋を食事時に開け放しておいてはならない。今、乞食が食事時に食物を乞うために入ってきて来るなら、小屋の所有者は人々をして乞食を追い出さなければならない。……もしその者に食物を与えるなら、軽追放の罰を課せられるべきである」⁽⁹⁾。

放浪する乞食女との非合法的な性関係は、そうでない女性との場合に比べて寛大な扱いを受けているが、その結

果子が生まれた時はしかるべき配慮を義務づけられてもいる。「もしある男が乞食女と性関係を持ち、その私通を認めるならば、法では何の罰も課せられないが、もしその男が私通を隠すなら、父親であることを認めさせるために訴訟を起こすことは正当である。……もしある男が乞食女との間に子をもうけるなら、その男はその女に宿を提供し、子供が生まれてその女が産褥から回復するまで保護すべきである」。「もしある男が乞食女と性関係を持ち、その女を迎えるなら、法では何の罰も課せられない」。

次の規定は、おそらくは非合法の乞食についてのものであろう。「乞食を去勢することは正当で、たとえその結果傷害を被るか死ぬかしても、法によって罰せられることはない」⁽¹²⁾。また、フレップルに扶養の義務がある者たちについても、養うべき人数の増えることを恐れてか、次のようなことが定められている。「人は、フレップル内を移動しなければならぬ人々のうち、男性と子供を産むことのできる女性とを同時に扶養すべきではなく、このような男女が同時にそこにいるように扶養を割り振るべきではない」⁽¹³⁾。

非合法な乞食の子供は、他の者たちに認められていないような扶養を受ける権利を持たない。「墮落 (Unen-nska) ゆえに乞食をする人々の子供は、その者たちが乞食をしている間は、親族に引き取られるべきでない。しかし、もしその者たちが乞食を止めて一年間住居を持つなら、その者たちの子供を扶養のために連れて行くことは正当である。……もしある者が、怠惰さ、もしくは善良な人々がそれを理由としてその者を受け入れたがらないような他の欠点ゆえに乞食をするなら、それは墮落である」⁽¹⁴⁾。

以上、非合法な乞食については、かなり厳しい扱いが定められているが、これらの規定が即実効を持ったとは考えにくい。よほどの事情がない限り、財産を持たない乞食本人を相手に訴訟を起こすことで利益を得る者はいないと思うからである。非合法な乞食については、実際にこのような罰を課すためよりもむしろ、何か事が起こった場合に備えてあらかじめ補償を要求する権利を奪っておくために、このような規定が設けられたのではないか。

四 合法的な乞食——共同体による扶養

フレッブルにおいて扶養を受ける権利、およびフレッブルの構成員の扶養する義務については、次のとおりである。「すべての者は、法によって停止されている場合を除き、自分がかつて扶養されていたところ、もしくは自分のまたいことよりも近親の者が定まった住居を持っているところに、法定のフレッブルを持つべきである。……そして彼らが自分の法定のフレッブルにやって来るなら、集会のための旅費を支払う義務のある農民すべては、フレッブルの構成員たちが同意している方法で彼らを扶養しなければならない」⁽¹⁵⁾。

フレッブル (hreppur) とは、全島集会に参加するための旅費 (þingfararkaup) を支払うことが可能な一定以上の財産を所有する農民二〇人以上から成る共同体で、貧者の扶養と火事や家畜の病気に備えての保険制度をその主な機能とする。いつ頃からフレッブルが存在したかは定かではないが、キリスト教の導入——アイスランドでは一〇〇〇年頃に全島集会でキリスト教への改宗を決めた——以前で、しかも植民が終わった後の一〇世紀半

ば頃と考えられる。フレッブルには上位の団体は存在せず、ゴジの支配権とも教区とも重なり合わない。一〇九六年に十分の一税が導入された際、フレッブルがその徴収と分配を受け持つことになったが、これはフレッブルが以前から貧者の扶養を行なっていたためと考えられる。各フレッブルでは、共同の問題を処理するために五人の世話人 (hreppsökarmenn: 字義はフレッブルの告訴人) を選び、この人々がフレッブルの秋の集会での十分の一税支払いのための財産の査定を監督し、貧者への援助の分配を担当する。アイスランドの十分の一税は、収入の十分の一ではなく、不動産と動産を含めた全財産の百分の一を支払うべきものとされた。ある者が支払った十分の一税が六エル以上である場合、貧者分、司教分、教会堂分、司祭分の四つに分けられる。ただし六エル未満である場合は分割されず、すべて貧者分となった。この集会では、やはり財産に応じて、フレッブルの構成員に manneidr、すなわちさまざまな農場に一時的に滞在するその共同体の貧者の食事と宿とが割り振られた。

割り当てられた以外の乞食を扶養した場合にも、扶養の義務を怠った場合にも同程度の罰が定められている。

「他のフレップルの乞食を扶養してはならず、もし扶養するならば、三マルクの罰金を課せられるべきである。もしフレップルの世話人に割り当てられた人々を扶養しなかったり、割り当てられたように食物を与えないならば、やはり三マルクの罰金を課せられるべきである」。(17)「もしある者が自分の貧者を遺棄したり、その貧者がいるべきフレップル以外のフレップルに連れて行くならば、三マルクの罰金を課せられるべきである。もしある者が自分の貧者から逃げて他のフレップルに行くならば、軽追放の罰を課せられるべきである」。(18)

扶養が割り当てられた貧者を、扶養されるべき農場へと連れて行くことは、法で認められた権利だった。「ある者もし望むなら、四分区内で他の者のもとに「扶養すべきであるという」評決を受けた貧者を連れて行くことは正当であり、もし受け取られないなら、前述のような罰「軽追放」に値する」。「ある者もし望むなら」と言われても、手間がかかり、時には危険も伴う行為であるから、よほどの動機と実行できるだけの手段を持っていない限り、誰もがおいそれと行なったとは思えない。『スヴェインビョルンの息子フラヴンのサガ』に見られ

る例は、このような規定を自分の側に有利に用いようとしたソルヴァルドが、手勢を率いてのフラヴンの反撃にあって、結局不利を被ったということではなかったか。

上述のような貧者の移送に際しては、連れて行った者が受け取る者に対し、二人以上の証人の前で次のような宣誓の文言を言うことになっていた。「私は十字架にかけて誓い、神に対し、この地区(Herad)でそのための財産または能力を持つ、あなた以上にこの貧者を扶養する義務を追う他の者を知らないことを述べる」。(20)また、ある者たちが宣誓をもって貧者を移送する際、他の者たちに妨害されて農場の敷地に到達することできないなら、行けるだけ行った所へと宣誓をもって移送することは正当であるとされている。もしその者たちが相手の人数に圧倒され、相手が貧者を捕らえて宣誓をもって返してよこすなら、相手方のそれぞれは三マルクの罰金を課せられ、この宣誓による引き受けは有効とされてはならない、と定められている。(21)この規定の中で描かれている状況は、サガの中の一場面であっても不思議はないほど非常に具体的で、現実起こった事件に即して作られたものとも考えられる。

次に挙げるのは、『ヴィーガールグルームのサガ』の中の乞食女の挿話である。「オッドピョルグという女性が地区を歩き回っており、彼女は陽気な人で、賢明で、予知能力があった。その地区では主婦たちが彼女を温かく迎えることが、たいそう重要と考えられていた。彼女は受けるもてなしに応じて、偏ったことを言った⁽²²⁾。ここで「地区を歩き回っていた」(for þar um herað)と言う時の「地区」はあるいはフレップルと重なるものであり、オッドピョルグがフレップルによる扶養を認められた女性であった可能性も高い。彼女の場合は、予言という特技を持つがゆえに、ことさら「温かく迎えること」が重視されたわけだが、そうでない乞食の場合にはおぞまりな対応がなされたこともあっただろう。

主人公のほとんどが首領や有力農民であるサガに乞食が登場する場合、狂言回しとしての重要性を帯びることはあっても、あくまでも脇役にすぎない。前述のオッドピョルグも、そのサガの重要な登場人物について不吉な予言をし——サガの例にもれず、それは後に実現するのだが——、それが彼女を温かく迎えた主婦を激怒させることになる、という役回りである。それに対して、聖人

によって起こされた奇蹟を集めた「奇蹟録」においては、ごく短いエピソードの一場にすぎないが、乞食または貧者が主役として登場することがある。

司教ソルラク(在位一一七八—一九三年)は、教会の自由と結婚に関するキリスト教的な道德の導入に努め、そのために首領たちと衝突したが、死後間もなく聖人として崇敬されるようになった人物である。彼については『司教ソルラクのサガ』が書かれ、『奇蹟録』とともに現在に伝わっている⁽²³⁾。以下は『司教ソルラクの古い奇蹟録』に見られる「Eggo」の移送の例である。エイヤフョットルの南(アイスランド南部の沿岸部)で、七歳か八歳の少年がある農場から、「多くの人の言によれば」少年の父であるという男の農場へと移された。少年の母は司祭の妻で、それまでこの司祭が少年を育てていたが、司祭は年老いて暮らし向きもあまり良くなかった。少年が移された農場の主はその時留守で、送り届けるために同行して来た大勢の男たちが立ち去ると、その妻は怒って少年を追い出してしまった。外はどしゃ降り雨で、しかも二つの農場の間には流れの速い二つの川がある。夜になると妻は自分の仕打ちを悔やみ、少年を

捜しに二人の男を遣る。男たちは少年を見つけられぬまま、少年がもといた農場へと至り、事情を聴いた司祭は司教ソルラークに加護を祈った。少し後、少年は無事にこの農場へと帰って来た。

『グラーガース』の規定によれば、原則として父には自分の子の扶養の三分の二を、母には三分の一を負う義務がある。⁽²⁵⁾ また、扶養される者より近い親族関係にある者は、たとえそれほど財産を持っていなくても受け入れなければならない。扶養の義務は遺産相続の権利と対になっており、親族の間でどのように分担されるかは、それぞれが持つ財産と扶養される者との親族関係の遠近によって決まった。最も近い相続権を持つ者は、一年分の生活の資を持っているなら、貧者を受け入れなければならない。これに対して、近い親等では二年分、遠い親等では三年分あるいは四年分の生活の資が必要とされた。⁽²⁶⁾ このような法に照らして見ると、上述の司祭は、ある程度暮らしに余裕がある間は、自分の子ではないが妻の子である少年を養っていたが、余裕がなくなってくるとその扶養は少年の父のほうに負担すべきものと考え、周囲もそれを支持した——「大勢の男たちが同行

した」ことに見て取れる——ものと理解できる。法によれば、非嫡出子の父子関係の決定は通常、その母の後見人の判定によるが、この少年の認知をめぐって法的手続きが取られたのがどうか『奇蹟録』には語られていない。この話を聞いたり読んだりした人々にとって、「多くの人の言によれば」という表現——サガにも頻繁に見られる——のみで、ここでの話の展開には十分だったのである。

同じ『奇蹟録』には次のような話もある。「人々から施しを受けるか、湖や川で魚を捕る以外には、食物を得ることができないほど貧しい」とされる若い男がいた。彼は司教ソルラークの親族で、それまでも多くの助けを得ていた。冬至の頃のある日、彼は湖に出掛けて行き、厳しい寒さの中一日中氷の上に座っていたが、何も捕れなかった。彼は、もし魚が捕れなければ、夕食に食べるものが何もなかった。日も暮れかかった頃、彼は涙を流しながら司教ソルラークに、自分に夕食を与えてくれるようお願い、主禱文を五〇回唱えることを約束した。願いは聞き届けられ、彼は五〇匹の魚を持って帰途につき、それらの魚はその季節のものとしてはよく太っていた。

しかし、氷の上で彼の隣に座っていた他の者たちは何も捕ることができなかった。⁽²⁸⁾

この若い男の場合、単に「貧しい」(fakker)と表現されており、合法的な *gongumadr* であつたかどうかは不明だが、ともかくにもある農場に泊まることを許されていた。「司教ソルラークの親族」である者がなぜそのような暮らしをしていたのか。その頃のアイスランドにおいても司教になるのは、有力で裕福な一族の出の者がほとんどであつたが、その中でソルラークは例外的な存在である。「ソルラークの最も近い親族たちは公正で正直だつた」が、「財産を十分に持つてはいなかつた」⁽²⁹⁾。

そして彼がまだ幼い時に、両親は貧しさゆえに自分たちの農場をたたまざるをえなくなつて、彼は母と共にオッディに身を寄せ、そこで教育を受けることになる。親族のこのような状況からすれば、件の若い男が他人の農場に寝起きする境遇に陥つたとしてもそれほど不思議ではない。

非合法的な乞食についての規定同様、法に規定があるからといってただちにそれが実施されていたとは断定できない。しかし、これらの規定は親族による扶養が得られ

ない者を共同体で扶養していこうとする明確な意志の表われである。そして農民どうしの利害が対立するのは、非合法的な乞食をめぐるよりも、その扶養が割り振られてゐる *umagi* つまり合法的な乞食をめぐるのほうが多かつたことも確実である。サガが前者のような例について語っていない——語る必要を認めないことについてはサガは徹底して寡黙である——ことはそのあたりの事情を反映するものかもしれない。これらを考え合わせる時、法に定められているような共同体による貧者の扶養がその規模は不明なものの、実際にも行なわれていたのではないかと思えるのである。

五 群れをなす乞食たち

これまで見てきたのは、いずれも一人で乞食をしている例であるが、かなりの人数が一緒に移動している例も見られる。非合法的な乞食が善意による施しを期待する場合、受け入れる側の負担を考えると、集団で押しかけるのは得策とは思われないが、逆に人数によって圧倒して半ば脅し取るといふことも可能だつたかもしれない。一〇世紀を舞台とする『ギースリのサガ』の中の例は、そ

れに当たりそうである。「ハルビョルン」という男がいた。放浪者で、いつも十指にあまる男を引き連れて、その地方をうろついていた。だが、集会るときは、自分の小舎をしつらえた⁽³⁰⁾。ここでは *songumari* が「放浪者」と訳されているが、全島集会の際に自分の小舎を用意するほどの余裕のある者に「乞食」という呼び方は確かにそぐわない。

再び『司教ソルラークの古い奇蹟録』にある例を挙げると、司教座のあるスカールホルトでのことである。何人が渡し舟に乗って、クヴィーターという川を渡った。ステインソールという男が船を操って、自分の教区にミサを挙げに行くという司祭を向こう岸に渡した。向こう岸には「そこでは他のどこよりも良い宿が得られるので」スカールホルトへと渡りたがっている何人もの貧者 (*faokkir menn*) がいた。一〇人の貧者が船に乗って岸を離れたが、激しく吹きつける風のために船は沈んだ。他の者は溺れ死んだが、ステインソールだけは司教ソルラークの加護を祈って無事岸にたどり着くことができた⁽³¹⁾。そして同じ川で二週間後のことである。向こう岸には大勢の貧者がいたが、川には氷が張り、その上を歩くこと

も船を使うこともできなかったので、川を渡ることができなかった。「貧者たちは、長い間待ち焦がれてきた宿が得られないので、泣き出した⁽³²⁾」。

いずれの場合も、かなりの数の貧者たちがスカールホルトに行きたがっており、その目的は司教ソルラークの聖性ではなく宿を得ることであると述べられている。ステインソールの信心深さを際立たせるためにそのような描かれている可能性もあるが、このような場合の登場人物として教会農場を目指す貧者の集団がリアリティを持つということのほうが重要である。

司教ソルラークが開始したアイスランドにおける教会の自由のための戦いを引き継ぎ、より過激なやり方で進めたのがホールラル司教グズムンド・アラソン(在位一二〇三—一二三七年)である。グズムンドもソルラーク同様、当時アイスランドがその管轄下にあったノルウェーのニダロス大司教の援助を得て、教会の管理権をめぐって首領たちと争った。また、貧者の扶養に熱心で、それは農民たちが進んで負おうとしていたよりも過大な経済的負担を強いることになったため、その点でも対立を深めた。グズムンドは助祭時代からその宗教的情熱ゆえに

(49) 共同体による貧者の扶養？

「善良な」(inn good) とあだ名されて人気を集め、死後もアイスランドにおいては非常に熱心に崇敬された。彼についてはその死後約一二〇年の間に膨大な量の伝記『司教グズムンドのサガ』が書かれて現在に伝わっている。⁽³³⁾

スカールホルトがアイスランドの四分区のうち東、南、西を管轄したのに対し、ホーラルは北を管轄した。「グズムンドがホーラルに居住した最初の冬、神の審判により人々の上に嘆かわしい災難と飢饉がもたらされ、農民たちの困窮により貧者たちが飢え死にし、北の四分区だけで何百人もが死んだ。……彼「司教グズムンド」は食物を必要とする人々のために司教座の財産を用いたので、財産管理人シグルズはこれをまったくもって僭越であると思った。……なぜなら不信心者たちは、十字架にかけられたイエスの遺産は貧者たちの財産であるということを理解しなかったからである」。⁽³⁴⁾

ここで財産管理人 (radinnari) とあるのは、司教に選ばれたグズムンドが、叙階のためにノルウェーに行く前にホーラルの教会財産の管理を任せられたシグルズ・オルムスソンである。⁽³⁵⁾ カトリック教会の理念によれば、す

べての教会堂と財産は教会のものであり、聖職者に管理権がある。この考え方に従えば、ホーラル司教座の財産については、司教であるグズムンドに自由に用いる権利があるはずで、それが著者である大修道院長アルングリムが不信心者たち云々と批判している理由である。しかしアイスランドの教会はその成立当初からすべて私有教会で、一三世紀にもその伝統は健在であった。私有教会とは、首領または有力農民が自分の土地に自分の費用で教会堂を建て、自らが司祭となるか他の者を司祭に任命し、教会堂を維持し、その財産を管理するものである。そしてこのような教会堂は、他の財産と同様に売買や相続の対象で、創立者の親族によって代々相続され管理された。このような「教会所有者」である農民の立場からは、司教といえども、代々その地方の有力家族が支えてきた司教座の財産を減らすような行為は出過ぎたことと映ったであろう。

対立は激しくなり、ついに首領たちは手勢を率いてホーラルを包囲し、グズムンドは戦いを避けるために本拠地を後にする。「今や司教グズムンドは三六〇人の者たちと共に馬で出発した。彼と共に三人の大修道院長、

二人の修道士、ほぼ四〇人の司祭、多くの聖職者がおり、多くの立派な男たちもおり、いくらかの男女の乞食たちがいた⁽³⁶⁾。この後の戦いで、グズムンドの最大の敵対者であるコルベイン・トゥマソンが倒れた。一二〇八年のことである。

司教グズムンドは北部の有力者たちとの紛争ゆえに、その在位期間の半分以上を司教座から追放されて、ノルウェーに滞在するか、国内を旅して回るかして過ごした。次に挙げるのは、ノルウェーを訪れたグズムンドが(おそらくは一二一四年に)ニダロス大司教ソーリルと話をしていた時のことである。グズムンドは自分の戦いを弁明して次のように言っている。「農民、首領、他の多くの私の敵たちは、私がごくつぶしで土地を荒廃させる者である、農民たちから奪い、さまざまなやり方で敵対するために教会農場で人々を養っている、と言ったが、それは私が人々の不正行為または不道徳に苦情を言ったからであり、もしくは彼らが貧者のための十分の一税と聖なる教会のための税を自分のものとしたからである⁽³⁷⁾」。私有教会制度のもとでは、四つに分けられた十分の一税のうちの二つ、すなわち教会堂分と司祭分は教会所有者

のものとなった。

次に挙げるのは、スヴェラーに農場を構える、非常に裕福で人望があるヨーンという農民のもとをグズムンドが訪れる話である。「ある春のこと、地区の北の方では飢饉がひどく、食物は不足し、生活の資として必要なのはほとんど手に入らなかった。その時期、司教グズムンドは大勢の人々と共に自分の教区を回っていた。その時彼と共に多くの立派な男たちもいたが、大部分は乞食(göngmenn)というつき(milhrsingar)だった。なぜならば彼は善意ゆえに、自分を必要としていると思われる人々を追い払わなかったからである。彼がスヴェラーに来ると、ヨーンは彼を歓迎し、最高の歓待がなされた⁽³⁸⁾」。

「自分の教区を回る」(for um systu sina)とこう表現は、司教が巡察する場合に使うわけだが、この場合はむしろ乞食女オッドピョルグが「地区を歩き回っていた」(for þar um herað)というほうを思い出させる。しかも、その大部分が「乞食とごろつき」である大集団を引き連れてのことであり、飢饉のさなかにそれを迎える側の困惑はさぞ大きかったと想像される。多くの農民

たちが司教グズムンドと対立したのも無理からぬことである。

六 むすびにかえて

資料の不足ゆえに、乞食の数の時代による変化をたどることは不可能である。しかし、他の資料にも見られる一三世紀初めの飢饉が多く、の乞食を生み出したことは確かであろう。そこに司教グズムンドという、首領たちとの紛争も辞さないという点でアイスランドにおいては特殊な部類に属する聖職者が現れた。そして司祭や乞食も含めて多くの人々を伴って放浪して回った。細かい規則を定めて共同体に貧者の扶養を割り振る一方で、嚴罰をもって非合法的な乞食を禁じようとしていた農民たちからすれば、これは許しがたい暴挙であつたらう。

しかし結局、貧者の扶養の新しい形態が生まれることはなかった。司教グズムンドと首領たちとの長期間にわたる争いは、アイスランドを従属させるべく乗り出していたノルウェー王に絶好の口実を与え、首領たちはノルウェーに召喚され、グズムンドの後任の司教にはノルウェー人が任じられた。一二六二／六四年にアイスランド

がノルウェー王の宗主権を認め、やがてノルウェーから新しい法がもたらされることになるが、フレップルは依然として貧者の扶養を担い続ける。ただし、フレップルの組織は税の徴収のためにも用いられ、その世話役は集めた税を王の代官に渡すべき役人となつていった。

(1) *umagi* (複数形は *umagar*; cf. *u* は否定の接頭辞、*mega* は「あることをする能力を持つ」)。嚴密には、一六歳未満の未成年者、および財産を持たず、高齢、病氣、身体障害などの理由で働けない者をいう。

(2) 大塚光子、西田郁子、阪西紀子訳「スヴェインビョルの息子フラヴンのサガ(後編)」「相模英米文学」一一二号、一九九四年三月、五〇—五一頁。*Hrafnis saga Sveinbjarnarsonar*, ed. Guðrún P. Helgadóttir, Oxford University Press, 1987, pp. 28-29.

(3) *Grágás*. 刊本は *Grágás: Islendingernes Lovbog i Frislatens Tid* (以下 *Gr* と略記), 3 vols, ed. Vilhjálmur Finsen, København, 1852-1883.

(4) 本論は、拙論「中世アイスランドの私有教会制度」〔比較法史研究〕二二号、未来社 一九九三年三月、二二三—二七六頁)に続く、二二—一三世紀のアイスランドの教会に焦点を当てつつ、その社会構造を明らかにする試みの一環である。従来のサガ研究の問題点、本論と共通の史料

- である『グラーガース』、『司教のサガ』、『ストゥルルンガ・サガ』などの史料としての問題点については、前掲論文の二、三章を参照されたい。なお、本論と同様の主題を扱うものとして、インフォーマントとしての乞食の役割を中心に論じた、熊野聰「中世アイスランドの乞食考」(『科学と情報』一号、一九九六年)がある。
- (5) *Gr Ia*, pp. 139-140. cf. *Gr II*, p. 277 (罰金の額が3マルクと明示されていゝ) ; *Gr III*, p. 412.
- (6) *Gr Ia*, p. 140.
- (7) *Gr Ib*, p. 178. cf. *Ib*, p. 229 ; *II*, p. 257.
- (8) *Gr Ib*, pp. 14 ; cf. *II*, pp. 123-124.
- (9) *Gr Ib*, pp. 48-49.
- (10) *Gr Ib*, p. 242.
- (11) *Gr Ib*, p. 203. この規定は、この箇所では姦通事件における訴訟主体に関する規定のすぐ後に出て来るが、ほぼ同文の *Gr II*, p. 151 ; *III*, p. 419 では、非合法的な乞食の子供の扶養にわたつての規定のすぐ後に置かれている。後者の規定からすると、非合法的な乞食について言つたものと思われる。
- (12) *Gr Ib*, p. 173. cf. *II*, p. 251 ; *III*, p. 425.
- (13) *Gr Ib*, p. 28. cf. *II*, pp. 150-151 ; *III*, p. 147.
- (14) *Gr Ib*, p. 178. cf. *II*, pp. 256-257.
- (15) 長きの単位で、一ホルは約五〇センチ。アイスランドでは支払い手段として自家製の毛織物が一般的であつたため、ホルが価値の単位としても用ゐられた。

- (17) *Gr Ib*, p. 173. cf. *II*, p. 252 ; *III*, p. 425 (ただし、これについて、罰金の代わりに軽追放が課されている)。
- (18) *Gr Ib*, p. 15.
- (19) *Gr Ib*, p. 12. cf. *Ib*, p. 24 ; *II*, p. 121.
- (20) *Gr Ib*, p. 8.
- (21) *Gr Ib*, p. 8.
- (22) 大塚光子、西田郁子、阪西紀子訳「ヴィーガリグルムムのサガ(前編)」、『北歐史研究』二二号、一九九五年五月八八頁。 *Víga-Glúms saga*, (2nd ed.), ed. G. Turville-Petre, Oxford University Press, 1960, p. 21.
- (23) ソルラーク・ソールハムメンンはアイスランド南部のスカールホルトの司教で、一一九八年に全島集会で列聖され、アイスランド初の聖人となった。そして彼の奇蹟の集成が書かれ、彼の後任者司教バルの努力によって翌年の全島集会で読み上げられた。その奇蹟を集めたのが『司教ソルラークの古く奇蹟録』で、一三世紀初めの写本により現在に伝わつてゐる。その他にも、『司教ソルラークのサガ』の各版に彼の奇蹟が付録として付け加えられてゐる (Didrik Arup Seip, "Jærtegnasamlinger," *KLNM VIII*, col. 65-68)。[○] 日本では『*Biskupa sögur* (以下 *Bs* と略記) I, København : Hið íslenska bókmenntafélag, 1858, pp. 333-356 ; *Biskupa sögur 2. hæfte*, ed. Jón Helgason, [Editiones Arnarnæðar, Series A, vol. 13], København, 1978, pp. 120-157. キントーク語訳として、Agnete Loth transl., *Den gamle jærtegnsbog om*

biskop Thortak, Odense Universitetsforlag, 1984.

- (24) *Bs I*, pp. 348-349.
- (25) *Gr Ib*, p. 5
- (26) *Gr Ib*, p. 4, pp. 25-26; *II*, pp. 139-140.
- (27) *Gr Ib*, p. 53; *II*, p. 185.
- (28) *Bs I*, pp. 349-350.
- (29) *Bs I*, p. 90.
- (30) 大塚光千訳『アイスランド サガ スールの子ギースリの物語』(三省堂、一九八七年)、一二二—一二三頁。
Islenszk fornriti VI, p. 89.
- (31) *Bs I*, pp. 354-355.
- (32) *Bs I*, p. 356.
- (33) A, B, C, D と呼ばれる四つの版で伝わっているが、ここでは刊本があり本論で引用している A, B, D についてのみ述べる。『最古のサガ』とも呼ばれる版 A は、一四世紀前半、おそらくは一二三〇—一二三三〇年頃に書かれた。これは、それ以前に書かれたグズムンドの前半生を扱う『司祭グズムンドのサガ』、『スヴェインビョルンの息子フラヴンのサガ』、『ストゥルラ・ソールザルソンが編纂した『ストゥルルンガ・サガ』』に組み込まれた『司教グズムンドのサガ』その他』などを編纂したものである。一二三〇—一二三五〇年頃の写本で残っている。いわゆる『真中のサ

- ガ』版 B は、おそらくは一二二〇年を少し過ぎた頃に書かれた。版 A と同様の資料を用いているが、若干の他の資料、著者のコメントが付け加えられている。一二三〇年頃の写本で残っている。前二者の著者が不明であるのに対し、版 D は一四世紀半ばに大修道院長アルングリム・ブランドソン(一二六一年没)によって書かれた。『最新のサガ』とも呼ばれるこの版では、グズムンドについての著者自身および一四世紀の詩人たちによる讃歌が引用され、この司教に関する編纂物のうち最大のものとなっている。著者の意図はグズムンドを称揚し、ローマ教皇による列聖を獲得することであったもようであるが、このサガのラテン語版は見つかっておらず、アイスランド語版あるいはアイスランド語訳のみが現存する。一二三〇—一二三六〇年頃の写本で残っている。刊本は、版 A が *Bs I*, pp. 405-558、版 A に含まれない部分の版 B からの抜粋が *Bs I*, pp. 559-618、版 D が *Bs II*, pp. 1-220.
- (34) *Bs II*, p. 56.
- (35) *Bs II*, pp. 45-46.
- (36) *Bs I*, p. 494.
- (37) *Bs I*, p. 581.
- (38) *Bs I*, p. 602.

(一橋大学講師)